

ふるさと納税寄附金のワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度とは、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組みです。ワンストップ特例制度の適用には条件がありますので、申請前に次の項目をご確認ください。

ワンストップ特例制度を利用できる方

- ① もともと確定申告が不要な給与所得者であること。
- ② 1年間(同年1/1～12/31)のふるさと納税先の自治体数が5団体以内であること。

※ 上記2つの条件を満たさない場合には「確定申告」が必要となります。

寄附先の自治体から届く「寄附金受領証明書」と源泉徴収票等の必要書類をもって、最寄りの税務署での申告をお願いいたします。なお、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」等のワンストップ特例制度に係る書類の提出は不要です。

ワンストップ特例制度の申請方法

① オンラインワンストップ特例申請

マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインでのワンストップ特例申請を行うことができます。

オンライン申請の対象となるポータルサイトや手続きについては次の表をご確認ください。

	ポータルサイト名	オンライン申請	申請方法
1	さとふる	対象	「さとふるアプリ de ワンストップ申請」のアプリをダウンロードいただき、アプリ内から申請をお願いします。 (「さとふるアプリ de ワンストップ申請」は株式会社さとふるが提供するサービスです。)
2	ふるさとチョイス	対象	寄附者様個人の専用ページ「自治体マイページ」から申請をお願いします。※初回利用時はアカウント登録が必要となります。 自治体マイページ https://mypg.jp/ (「自治体マイページ」は株式会社シフトセブンコンサルティングが提供するサービスです。)
3	ふるなび	対象	
4	JRE MALL	対象	
5	楽天ふるさと納税	対象外	「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入いただき、添付書類と併せてご提出をお願いします。 詳しくは、次項②「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の提出(郵送)をご確認ください。

なお、オンラインワンストップ申請では、次の全てのものをご準備いただく必要がございます。

1. マイナンバーカード(カード発行時に設定した2つのパスワードを使用します)
2. デジタル庁提供のマイナポータルアプリ
3. マイナンバーカードが読み込み可能なスマートフォンまたはカードリーダー

② 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の提出(郵送)

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入いただき、添付書類と併せてご提出ください。

【提出書類】

1. 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
2. 個人番号(マイナンバー)及び本人確認書類

ワンストップ特例制度では、個人番号(マイナンバー)確認書類と本人確認書類が必要となります。申請書と併せて提出してください。

※ 添付書類の詳細は、裏面をご確認ください。※